

第4期「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」概要版

1 計画策定の趣旨

本市では、ホームレスの自立支援等を推進するため、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し取り組んできました。この実施計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「法」）及び国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」）に則して策定しており、法では自治体に対し、地域の実情に応じた当該施策を実施するための計画策定を義務付けています。平成30年7月に国の基本方針の見直しが行われ、また現行の本市の第3期計画が平成31年3月末で終了するため、平成31年度以降の新たな実施計画を策定します。

2 特別措置法の概要と計画策定の経過

法は平成14年8月に10年間の時限付きの議員立法として制定され、その後、平成24年8月に5年間、平成29年8月に10年間期限が延長されました。国は法の制定及び延長に伴い、平成15年7月に基本方針を策定し、以降5年毎に当該方針の改正を行っています。

本市においても、この基本方針に則し、平成16年に第1期実施計画を策定しました。今回の実施計画は、第4期にあたるもので、平成31年度から平成35年度までの5か年の計画となります。

なお、計画の策定にあたっては、関係区局25課で構成する「ホームレス自立支援等に関する関係区局連絡会議」を庁内検討組織とする他、学識経験者等からの意見聴取や市民意見募集を実施しました。

	平成14年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
特別措置法	平成14年制定（10年間の時限）										一部改正 5年延長					平成29年7月 一部改正 10年延長										
基本方針（国）	平成15年7月 制定					平成20年7月 制定					平成25年7月 制定					平成30年7月 制定										
実施計画（横浜市）	第1期 16～20年度					第2期 21～25年度					第3期 26～30年度					第4期 31～35年度										

3 ホームレスに関する現状

全国調査の結果では、ホームレス数は減少傾向にあり、市内における路上等のホームレスの平均年齢は61.7歳（前回調査59.8歳）、路上生活が10年以上のホームレスの割合は25.2%（前回調査21.6%）となっており、ホームレスの現状について、高齢化や路上生活期間の長期化が一層進んでいる状況が確認されました。

（表1）主な自治体別ホームレス数の推移

	26年調査	27年調査	28年調査	29年調査	30年調査
全国	7,508人	6,541人	6,235人	5,534人	4,977人
横浜市	580人	548人	536人	531人	477人
東京23区	1,581人	1,336人	1,319人	1,246人	1,126人
大阪市	1,725人	1,527人	1,497人	1,208人	1,023人
川崎市	490人	439人	383人	341人	300人

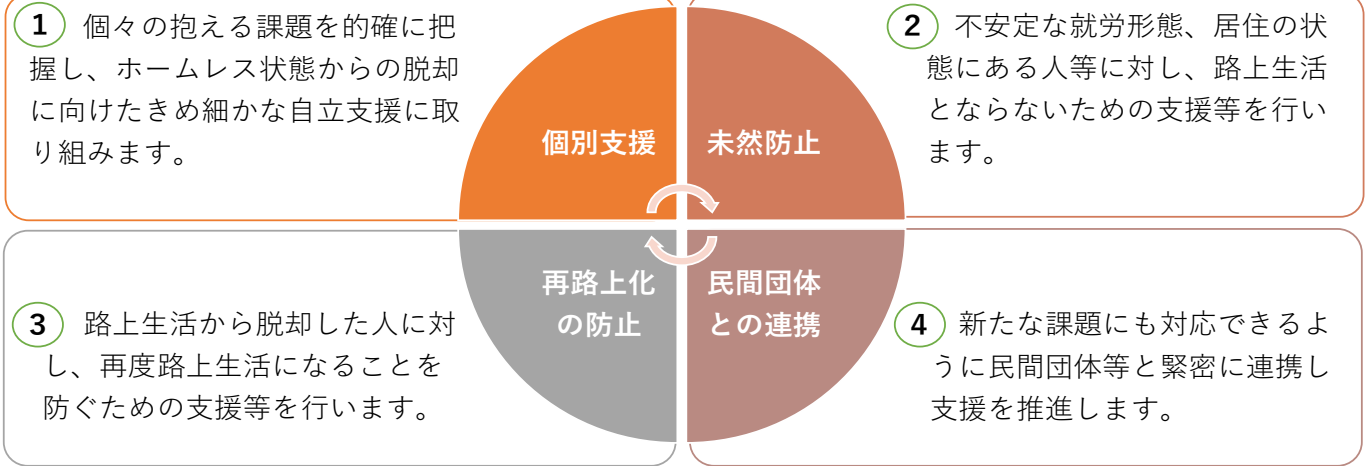
（表2）市内のホームレスの現況 ※（ ）内の数値は全国数値

	19年調査	24年調査	28年調査
平均年齢	53.7歳(57.5歳)	59.8歳(59.3歳)	61.7歳(61.5歳)
路上生活期間が10年以上の方の割合	11.7%(15.6%)	21.6%(26.0%)	25.2%(34.6%)

4 第4期実施計画におけるホームレス自立支援施策の推進方策

本市では、国の基本方針に則し、市内のホームレスの現状を踏まえ『4つの基本的な考え方』を定め、各課題に対する具体的な取組を位置付けた『9つの取組方針』により、ホームレスの自立の支援を推進します。

4つの基本的な考え方



9つの取組方針

1 就労自立の支援

利用者一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を策定し、きめ細かな就労支援を実施します。直ちに就労への支援が困難な方に対しては、就労意欲の喚起や就労に向けた基礎的な知識や技術の習得等の支援を行います。

2 安定した居住場所確保の支援

既存の各種住宅施策の活用に加え、「新たな住宅セーフティネット制度」の活用等により、長期継続的な住まいの確保に向けた居住支援を推進します。

3 保健・医療の確保の支援

保健医療職による巡回相談の実施により、健康相談、保健指導、受診勧奨等を行います。また、自立支援施設における看護職員の配置等により、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援等を実施します。

4 個々の状況に応じたきめ細かな支援

年齢層や性別、疾病、障害の有無等、個々の状況に応じた自立を多面的に検討し、就労を前提とした自立支援だけでなく、関係機関と連携を図りながら社会生活の自立に向けた支援を実施します。

5 再び路上生活となることを防止する支援

自立支援施設退所後に本人が確保した居宅を一定期間訪問し、相談・支援を行い、地域生活の安定化を図る退所後支援を推進します。また、関係機関等との連携強化により、再び路上生活とならないように支援します。

6 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援

生活困窮者自立支援制度における各種自立支援施策等の活用により、路上生活とならないように未然防止の支援に努めます。

7 人権擁護

広報よこはまへの人権啓発記事の掲載や人権研修の実施、人権講演会等での啓発パネルの展示など様々な機会を通じて人権啓発・人権擁護に取り組めます。

8 地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保

庁内をはじめ、各関係機関と連携を図り、道路、公園等公共施設の適正な利用を確保するとともにホームレス状態からの脱却に向けた支援を推進します。

9 市民や民間団体との連携

ホームレス等総合相談推進懇談会をはじめとした関係機関等との連携を図りながらホームレスの自立支援を推進します。